○岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付要綱

令和３年４月１日要綱第６号

改正

令和６年４月１日要綱第54号

令和７年４月１日要綱第29号

岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市の森林の整備及び更新を行うことにより、森林の持つ公益的機能を発揮させ、併せて岩国産木材の流通及び利用促進を図るため、岩国産木材を搬出する経費の一部に対し、予算の範囲内で岩国産木材搬出流通促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　林業経営体　自己又は他人の保有する森林において、事業主自身により又は他社への請負等により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている森林組合、会社、個人事業主等をいう。

(２)　分収林契約　分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）又は旧公有林野等官行造林法（大正９年法律第７号）に基づき、土地所有者と費用負担者が締結し、造林及び保育を実施した後、伐採によって得られた収益を分け合う契約をいう。

(３)　森林整備の実施に関する協定　森林環境改善事業において、市が森林の所有者と間伐を行うことについて締結した協定をいう。

(４)　市町村森林経営管理事業　森林経営管理法（平成30年法律第35号）第33条第１項に規定する市町村森林経営管理事業をいう。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の森林法（昭和26年法律第249号）第５条に規定する地域森林計画の対象森林において伐採した原木を山口県森林組合連合会岩国木材センター（以下「岩国木材センター」という。）、山口県東部森林組合田尻土場（以下「田尻土場」という。）又は山口県東部森林組合錦町チップ工場（以下「錦町チップ工場」という。）に出荷した者であって、市税を滞納していないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、森林の所有者が原木の産出を林業経営体に委託した場合は、当該林業経営体を補助対象者とする。

（補助の対象）

第４条　補助の対象となる原木は、私有林（官公庁又はその外郭団体が分収林契約又は森林整備の実施に関する協定を締結し管理している森林及び市町村森林経営管理事業を実施する森林を除く。）から間伐により産出されたスギ又はヒノキの原木（公共工事に伴って伐採された原木を除く。）のうち、岩国木材センター、田尻土場又は錦町チップ工場に出荷（岩国木材センターにあっては令和３年４月１日以降に、田尻土場にあっては令和６年４月１日以降に、錦町チップ工場にあっては令和７年４月１日以降に出荷されたものに限る。）されたものとする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、原木材積１立方メートル当たり2,000円（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が市長に提出する書類は、次のとおりとする。

(１)　岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付申請書（様式第１号）

(２)　岩国木材センター、田尻土場又は錦町チップ工場が発行する岩国産木材搬入証明書

(３)　伐採箇所の位置図

(４)　次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類の写し

|  |  |
| --- | --- |
| 対象森林 | 必要書類 |
| 普通林 | 伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書 |
| 保安林 | 保安林内間伐届出書及び保安林内間伐届出受理通知書 |
| 森林経営計画の認定を受けている森林（保安林を除く。） | 森林経営計画に係る伐採等の届出書 |

(５)　市税の滞納がないことを証する書類（１会計年度内に複数回申請する場合は初回のみ添付）

２　前項各号に掲げる書類の提出期限は、同項第２号の証明書の搬入期間の末日から起算して１年以内とする。

（交付決定及び額の確定）

第７条　市長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認める場合は、補助金の交付決定及び額の確定をし、岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果適当でないと認めた場合は、補助金の不交付を決定し、岩国産木材搬出流通促進事業費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第８条　補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた申請者が市長に提出する書類は、岩国産木材搬出流通促進事業費補助金請求書（様式第４号）とする。

２　市長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和６年４月１日要綱第54号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和７年４月１日要綱第29号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の岩国産木材搬出流通促進事業費補助金交付要綱による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。